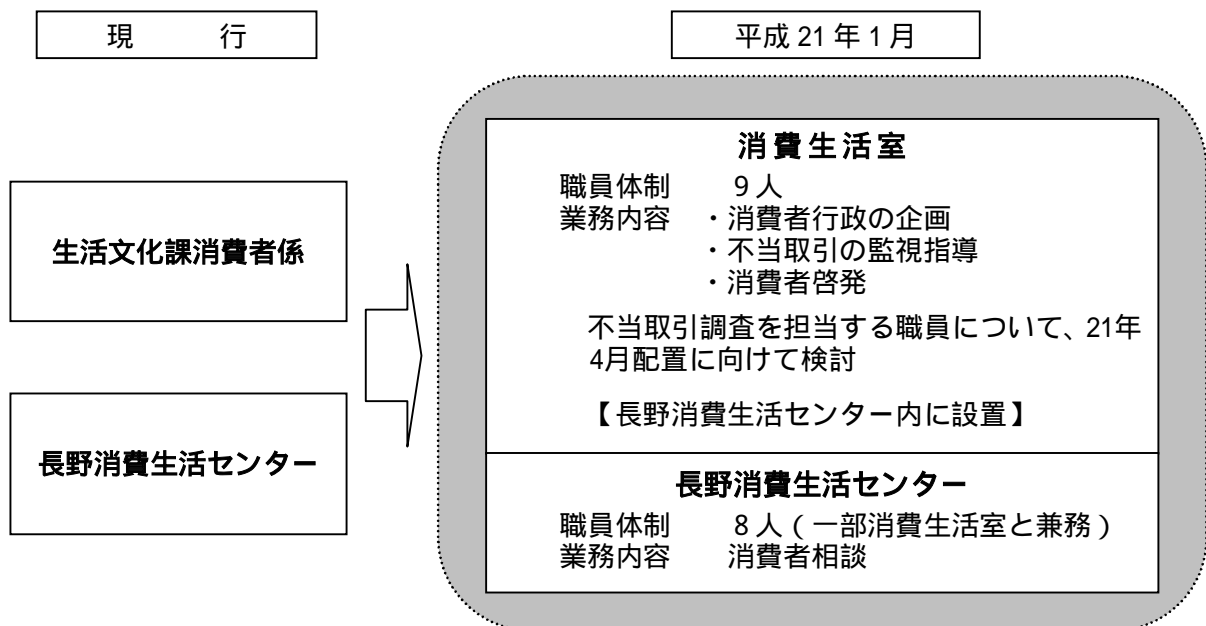


消費者行政の充実強化のため「消費生活室」を設置します。

長野県消費生活条例が平成 21 年 1 月 1 日に施行されるのにあわせ、消費生活センターと一体化した「消費生活室」を新たに設置し、複雑・多様化する消費者問題に迅速かつ機動的に対処します。

消費生活室の新設

企画部に消費生活室を新設します。消費者行政の企画や不当取引の監視指導と消費者相談を一体的に行うため、事務室は長野消費生活センター内に設置します。



消費生活庁内連絡員による部局連携の強化

食品や電気製品の安全など消費生活に関する業務を担当する本庁関係課()の職員を新たに消費生活庁内連絡員とし、関係施策の部局間連携を強化します。

総務部、衛生部、商工労働部、観光部、農政部、建設部、教育委員会事務局、警察本部の 12 課・室

消費生活センター職員による立入調査の実施

不当取引を行う悪質事業者への立入調査権限(消費生活条例及び特定商取引法)を各消費生活センターの職員にも付与し、相談とあわせ、迅速な事業者指導を行えるようにします。

総務部行政改革課
(課長)藤森靖夫 (担当)小野浩美 中村嘉光
電話：026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表)内線 2557
FAX：026-235-7030
E-mail：gyokaku@pref.nagano.jp

企画部生活文化課消費者係
(課長)荒井高樹 (担当)青木淳
電話：026-235-7172(直通)
026-232-0111(代表)内線 2843
FAX：026-234-6579
E-mail：seibun@pref.nagano.jp